

第 2 章

解 説 編

認定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁（福岡市）の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。）

事前相談

◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

- 福岡市市民公益活動推進課（電話 711-4927）へ事前に予約をお願いします。
- 認定を受けるための基準についてはP30～46をご確認ください。
- 認定を受ける法人の欠格事由についてはP47～48をご確認ください。

申請書提出

◎ NPO法人の所轄庁（福岡市）に認定（特例認定）申請書を提出してください。

- 申請手続についてはP20～29をご確認ください。
- 申請様式については「様式例」P57～105をご確認ください。

実態確認等

◎ 所轄庁（福岡市）の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。

- 確認させていただく資料（例）についてはP49をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁（福岡市）の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

設立の日から5年経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁（福岡市）の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

役員報酬規程等の提出

（P107～108 参照）

◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等、助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁（福岡市）に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

（P109～111 参照）

◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。（法52④、54⑤、62）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

（P108 参照）

◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁（福岡市）に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁（福岡市）に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 57 頁～105 頁をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、24 頁～26 頁「参考 1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

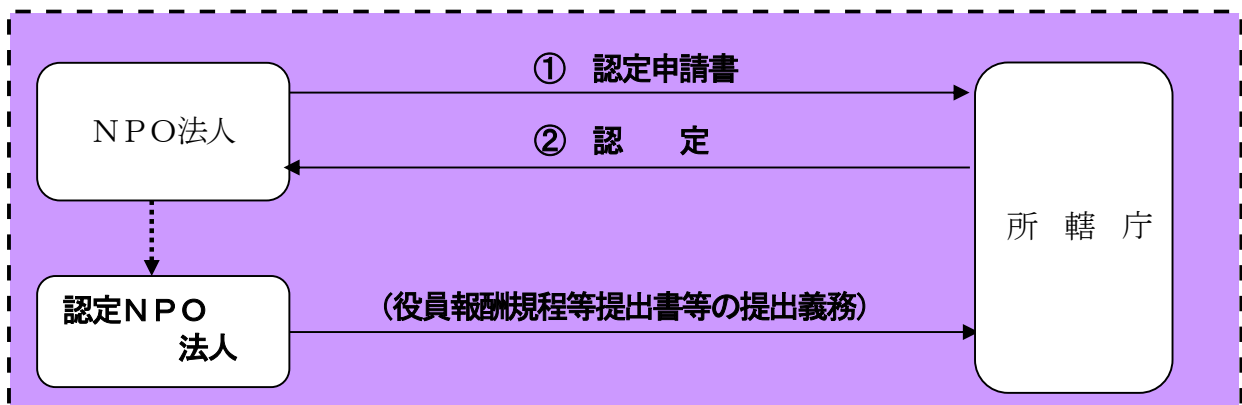
（注）認定の各基準については 30 頁～46 頁を、欠格事由については 47 頁～48 頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（②～③の提出部数は各 2 部）

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁（福岡市）による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(2) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁（福岡市）に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式 61 頁～105 頁をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の各基準及び欠格事由については「3 認定を受けるための基準（PST 基準を除きます）」、「3 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けるための基準」、「5 欠格事由」（41 頁～48 頁）をご覧ください。

(注2) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③、58②)。詳しくは、24～26 頁「参考1 (実績判定期間)」を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (①～②の提出部数は各2部)

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります(法45①八、59 一～三)。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁(福岡市)による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います(法61①四)。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」といいます。)に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁(福岡市)に提出し、有効期間の更新を受けることとなります(法51②③⑤)。

① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(注) 更新に係る認定の基準については30 頁～46 頁を、欠格事由については47 頁～48 頁をご覧ください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (①～②の提出部数は各2部)

(注1) 申請書及び添付書類については、様式65 頁～104 頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります(法51⑤、54②一)。

(注2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③、51⑤)。

(注3) 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁(福岡市)に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます(法51⑤ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があつた場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定 NPO 法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規

程等を所轄庁（福岡市）に提出しなければなりません（法 54②③④、55、62）。提出する書類等の詳細は、107 頁～108 頁「(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、61）。

イ 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）

ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）

ハ 認定 NPO 法人等が解散したとき

ニ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております(法 57②)

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1（実績判定期間）

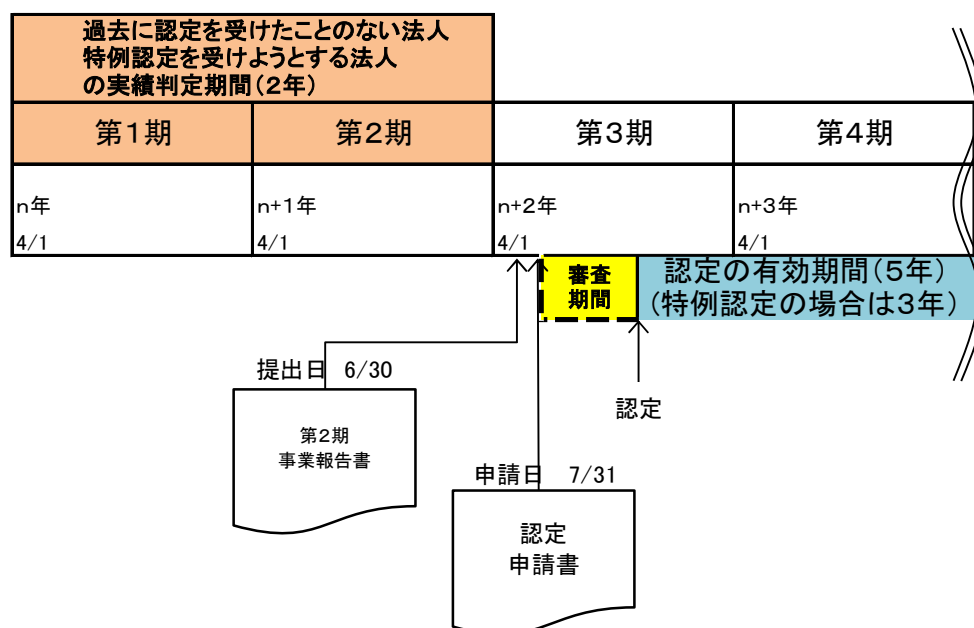
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申請書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : $n+3$ 年3月16日
- 認定の有効期間 : $n+3$ 年8月1日～ $n+8$ 年7月31日
- 更新申請期間 : $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年4月30日

➤ 更新の申請書の提出日

《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

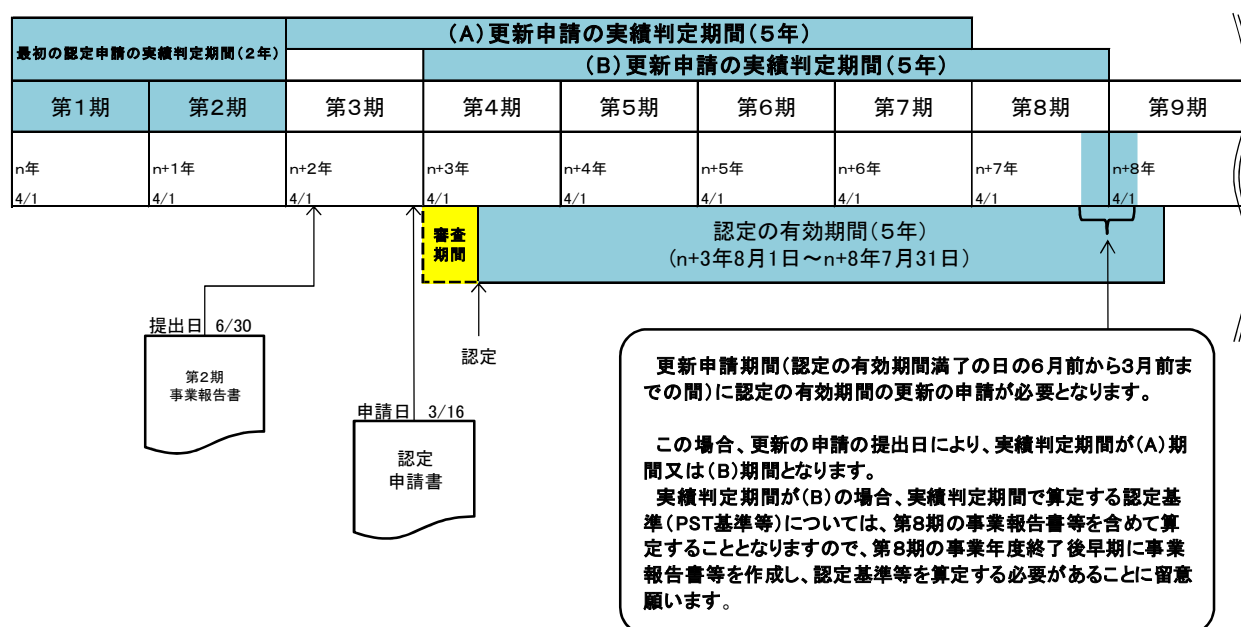
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

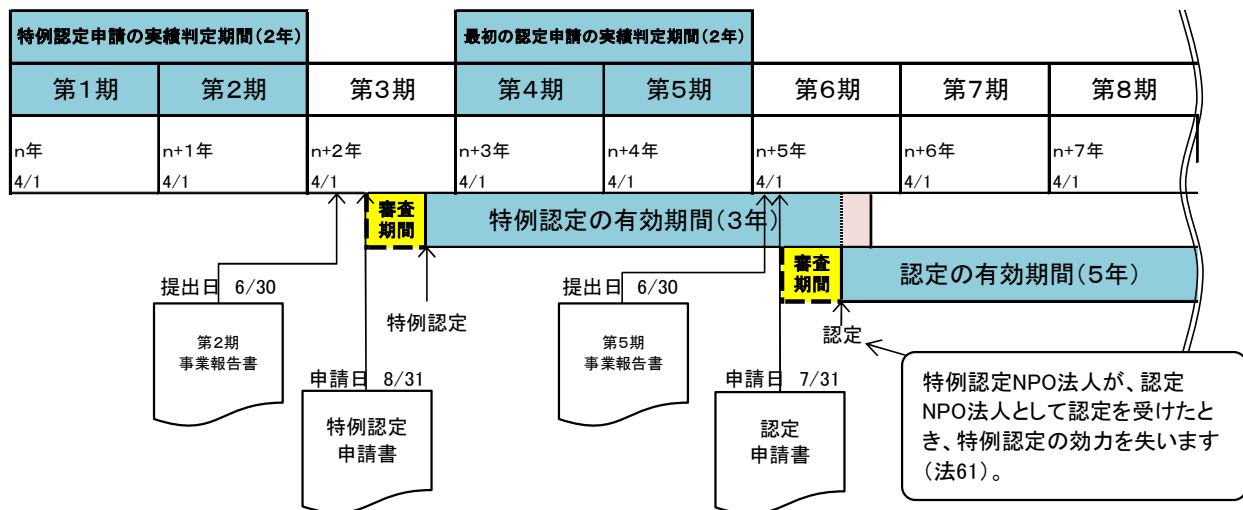
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）
- 特例認定の有効期間 : n+2年11月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日（第4期）～n+5年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



参 考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書	
1 寄附者名簿 ^(注)	
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)
	ハ 条例個別指定基準
	認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
	認定基準等チェック表 (第2表)
	認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)
三 号 基 準	認定基準等チェック表 (第3表)
	役員の状況 (第3表付表1)
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)
四 号 基 準	認定基準等チェック表 (第4表)
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)
基 準 五 号	認定基準等チェック表 (第5表)
基 準 六 号	認定基準等チェック表 (第6、7、8表)
欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません (法44②ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
		ハ 条例個別指定基準
		認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）
	二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。
認定基準等チェック表（第2表）		
認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		

2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 2 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。 認定基準等チェック表（第2表） 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員の状況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
基 準 六 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

（参 考）

所轄庁（福岡市）に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 前事業年度の年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法45①六）。

2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については34頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリックサポート テスト(PST)につい て	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 イ 原則 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、34頁～37頁を参照してください。 ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ (注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、34頁及び37頁～38頁を参照してください。 ※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、38頁～39頁を参照してください。 2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。

	(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 (注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。 3 条例個別指定基準 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO 法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO 法人に限ります。)については、パブリック・サポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO 法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① 役員のうち親族関係を有するもの等で構成する 最も大きなグループの人数構成 ② 役員のうち特定の法人の役員 又は使用人等で構成する 最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 ÷ 役員の総数 ≤ ≤ $\frac{1}{3}$ $\frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 $\div$ 総事業費 $\geq 80\%$ ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 $\div$ 受入寄附金総額 $\geq 70\%$
(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ ①各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ②役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁（福岡市）に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については47頁～48頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある